

名護市教育委員会議事録

会議名	第 361 回名護市教育委員会臨時会			
開催日時	令和元年 7 月 17 日 (水) 開会 15 : 00 閉会 17 : 00			
開催場所	名護市役所 庁議室			
出席者	教育長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員 委員	岸本敏孝 照屋厚 宮城博 大城千代子 名嘉チエミ	教育次長 (教)総務課長 (教)総務課主幹 兼学校給食センター所長 学校教育課長 ほか担当職員	石川達義 仲井間修 仲井間憲彦 仲宗根勝也
欠席者				

1 議案

- 議案第 2 1 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について
- 議案第 2 2 号 令和 2 年度使用教科用図書の採択について
- 議案第 2 3 号 名護市運動部活動等の在り方に関する方針について
- 報告第 7 号 名護市教育支援委員の委嘱に係る専決処分事項の報告について
- 報告第 8 号 平成 30 年度名護市学校給食センター決算の報告について

2 内容

- ・議案第 2 1 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

((教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：運営委員は輪番制となっているので、在職期間での任用という形は取れないのか。任期が 3 月 31 日で切れると、新しい P T A 会長が決まる 5 月頃まで空白の期間が出てしまう。

委員：前回の説明では、6～7 月に決算承認が必要なのでこの期間は空白にできないと言っていた。今の説明からすると 4～5 月の空白は全員ではなく、会長の任期によって継続できる人もいるから、1, 2 名の空白ができたとしても運営委員会にはそれほど支障が出ないのではないか。そのように考えると、このやり方でよいのではないか。

委員：4～5 月の空白は影響ないということか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：基本的には年 2 回、6～7 月の決算と 3 月の予算の承認において運営委員会を開催する必要があるが、運営で考えれば 4～5 月の空白は特に影響はないと考える。

委員：運営上は影響が少ないとしても、委員が空白というのは何かあったときに対応できないので避けたほうがよいのではないか。後任が決まるまでは委員を続けられるようにできないのか。

教育次長：通常の規則などにおいては、規則内で後任が決まるまでは前任者が続けるとい

う文言が謳われているものだが、この名護市学校給食センター運営委員会規則においてはそれができない状況にある。

委員：煩雑にならずに、円滑に委嘱できるように規則の中で謳うなど、もう少し改善が必要ではないか。

教育次長：規則の改正については今後、他市町村の情報も集めながら検討していきたい。
(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第22号 令和2年度使用教科用図書の採択について

(学校教育課長より説明)

委員：協議会の方々は何名となっているのか。

学校教育課長：各市町村の教育長となっているので、全部で11名となる。

教育長：調査研究メンバーについても説明を。

学校教育課長：調査研究メンバーについては、講師1人に対して研究委員が4名いる。

委員：生活科や理科、社会など似ている部分があるのになぜこんなに科目数を増やす必要があるのか。

学校教育課長：生活科は1, 2年生が、理科と社会科は3年生からとなっているため。道徳科は新設となっている。家庭科は5年生から、保健科は3年生からである。

(学校教育課長より説明)

委員：平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったというのはどういう事か。

学校教育課長：中学校については、令和3年度より新指導要領に基づいた教科用図書を使用する。その際に新しい教科書が作られるので、令和2年度の1年のために教科書会社は教科書を作らない。そのため、今回採択する教科書自体なかったということである。

(学校教育課長より説明)

委員：特別支援学校用の教科書についても個人の持ち物となるのか。

学校教育課長：視聴覚障害者用と知的障害者用については個人の物となる。一般図書(絵本等)は対象外となる。

委員：星の数が多くなると難しくなるのか。学年は関係なく使えるのか。

学務係担当職員：「星本」は支援学級で使用される教科書で、星一つから段階的に難しくなっていくので、学年に関係なく理解の度合いで本を選択するようになっている。星は1～3で、例えば国語科において星一つは絵のみ(文字はない)となっている。

委員：名護市では点字版を使用しているケースはあるのか。

学校教育課長：点字はない。弱視用の拡大図書の使用はある。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第23号 名護市運動部活動等の在り方に関する方針について

(学校教育課長より説明)

委員：この方針を策定したのはとても良いが、どのようにして浸透させていくのか。また、部活動指導員の任用・配置もどこまでできるのか。

学校教育課長：部活動指導員については現在の外部コーチをそのまま充てるわけにはいかず、16時からの時間的条件、指導内容の専門的条件、研修を受け適正な指導を行えるという条件を満たす必要があり、現在人材の確保に向けて、中学校長にもお願いしている。

委員：方針として定めるのであれば、指導員の任用・配置について、中期・長期的な計画ができるのか。5年以内、10年以内、20年以内という計画を立てて、紙面だけで終わらせるのではなく方針を実現化していけたら良い。

学校教育課長：教育委員会としてはまずは方針を打ち出す必要があった。具体的な計画や運営等については今後、方針に基づいて進めていく。

委員：活動時間が細かく示されているが、朝練時間についてはどのような扱いになるのか。
学校教育課長：朝練も一日の活動時間に含めて考える。

委員：今後、活動日数や活動時間については指導者に一任するほかないので、子どもたちを健全に育てるという意識を持った指導者を育てることが重要である。

委員：この方針が守られるようになれば、土日両日部活に縛られずに家族で過ごす時間を確保できることから、部活動を遠ざけていた子どもたちも部に所属しようという気持ちも起こると思うので、運動をする子どもが増えるのではないか。また、指導者については、16時からと縛りを設けると人材を確保するのは難しいと思うので、もう少し柔軟に対応できるようにするべきではないか。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第7号 名護市教育支援委員の委嘱に係る専決処分事項の報告について

(学校教育課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第8号 平成30年度名護市学校給食センター決算の報告について

((教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：支出の項目を確認すると、給食センターによって食材費の使い方にムラがあるのがわかる。それが給食の内容に差がつくことになってはいけない。途中途中の予算残額等を確認して計画を立て直し、適切に予算を運用して子ども達には平等な給食を提供しなければならない。

(採決の結果、原案のとおり承認)